

令和元年台風 19 号により被災された皆様へ

西日本プラスチック工業健康保険組合
理事長 山 田 浩

このたびの台風 19 号により被災された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、皆さまの安全と一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、このたびの豪雨により、下記の項目について厚生労働省保険局より要請がございましたのでお知らせいたします。

記

- ① 健康保険被保険者証がない場合でも、保険医療機関等を受診できます
保険医療機関等へかかる時に、台風 19 号により「健康保険被保険者証」を紛失等された場合は、窓口へ「氏名・生年月日・連絡先（電話番号等）・事業所名」を伝えることで受診ができます。
- ② 保険医療機関等での一部負担金等の支払いについて（徴収の猶予）
被災された方々の保険医療機関等での一部負担金等の支払いについて、下記の要件をみたす方について、窓口で申告することで徴収が猶予されます。詳しくは各保険医療機関等へお問い合わせください。
- ＝対象者の要件＝
次の（１）及び（２）のいずれにも該当する者であること。
（１）令和元年台風 19 号に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する被保険者又は被扶養者
（２）令和元年台風 19 号により、次のいずれかの申し立てをした者であること。
1. 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
2. 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
3. 主たる生計維持者の行方が不明である旨
4. 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
5. 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
- ＝ 取扱いの期間＝
当面、令和 2 年 1 月までの診療分及び調剤分の一部負担金等について、令和 2 年 1 月末日までの徴収を猶予。
- ③ 保険料の納期限の延長及び納付猶予について
被災された事業所及び任意継続被保険者に対する保険料の納期限の延長及び納付猶予いたします。
詳しくは当健康保険組合までお問い合わせください。

以上

【お問い合わせ先】

西日本プラスチック工業健康保険組合
TEL06-6263-0605